

財務調査課関係資料

1. 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づく事業の早期執行について
(平成25年2月28日付け総財務第24号総務大臣通知) 1
2. 平成25年度公共施設等施行状況調査について 4
3. 繰越(翌債)事務手続簡素化の徹底について
(平成25年2月27日付け財務調査課事務連絡) 5

平成25年3月4日
総務省自治財政局財務調査課

総財務第24号
平成25年2月28日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長
殿

総務大臣

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づく事業の
早期執行について

平成25年2月26日、日本経済の再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す取組の第一弾として取りまとめられた「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）に基づく平成24年度補正予算（第1号）が成立しました。このことに伴い、平成25年2月28日の臨時閣議において、別添のとおり、内閣総理大臣から、日本経済再生のためには緊急経済対策の迅速かつ着実な実行が重要であり、国民生活の向上に着実につながるよう、緊急経済対策の適切な進捗管理を行うことについて指示がなされ、総務大臣としても、緊急経済対策に基づく事業の地方公共団体における早期執行についての発言を行ったところです。

緊急経済対策が十分な効果を発揮するためには、地方公共団体においても、早期の事業執行に積極的に取り組んでいただくことが重要であることから、各地方公共団体におかれては、この趣旨に十分ご留意いただき、適切なお対応をお願いします。

また、この通知については、貴都道府県内市区町村に対しても速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますよう併せてお願いします。

平成25年2月28日(木) 臨時閣議における総理大臣等の発言要旨

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の進捗管理について
(総理大臣発言要旨)

- 一 二月二十六日に今年度補正予算が成立しました。日本経済再生のためには、本補正予算を含めた「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の迅速かつ着実な実行が重要です。その際、国民生活の向上に着実につながるよう、しっかりと進捗管理を行うことが必要です。
- 二 このため、関係閣僚におかれては、次の三原則にのっとり進捗管理を行っていただきたい。
 - 「原則一 一日も早い効果発現」
補正予算の早期執行など、本対策の効果が最短期間で国民に到達するよう努めること。
 - 「原則二 ガラス張りの執行」
事業の進捗状況について、当面、原則として毎月、経済財政諮問会議において、国民に分かり易いよう工夫した形で報告すること。
 - 「原則三 閣僚がリード」
関係閣僚自らが施策の進捗を把握し指揮すること。
- 三 以上の原則の下、関係閣僚が責任を持って進捗管理を行い、経済財政政策担当大臣に全体の取りまとめをお願いします。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の進捗管理について
(内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 発言要旨)

- 一 ただいま、総理から、緊急経済対策の進捗管理について、御指示がございました。
- 二 関係閣僚におかれては、緊急経済対策が早期かつ着実に成果を上げるよう、三原則にのっとり自ら進捗管理を指揮していただくなど、御協力をお願いします。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づく補正予算の早期執行について
(財務大臣発言要旨)

- 一 今回の緊急経済対策が早期かつ着実に成果をあげるためには、緊急経済対策に基づく補正予算を早期に執行することが重要です。
- 二 そのため、各大臣におかれましては、先ほどの総理の御指示に沿って、早期かつ効果的な予算執行に御尽力をお願いいたします。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づく事業の地方公共団体における早期執行について
(総務大臣発言要旨)

- 一 今回の緊急経済対策が十分な効果を発揮するためには、地方公共団体においても早期の事業執行に積極的に取り組んでいただくことが重要であり、その旨地方公共団体に対し要請を行います。
- 二 関係府省におかれては、事務処理の促進を図る観点から、補助金等の早期交付及び事務の簡素合理化を図られますよう、御協力をお願いしたいと存じます。

平成25年度 公共事業等施行状況調査について

【調査内容】

| 区分 | 内容 |
|--------|---|
| 調査の趣旨 | 公共事業の契約状況及び支出済額の状況を把握 |
| 対象外事業費 | <ul style="list-style-type: none"> ・失業対策事業 ・事業費支弁人件費 ・他団体への補助金等 ・造林事業 ・国直轄事業負担金 ・現年災害復旧事業 |
| 調査時期 | <p>【県・政令市・中核市・県庁所在市】 ⇒ 毎月</p> <p>【その他の市区町村】 ⇒ 四半期毎</p> |
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・予算額 ・契約済額(契約率) ・支出済額(執行率) |

H18以前の調査
と同じ内容

H18以前の調査
と同じ内容

H18以前の調査
と同じ内容

※ 平成25年3月における緊急経済対策関連事業の契約状況を把握するため、別途調査を実施(県・政令市・中核市・県庁所在市が対象)

事 務 連 絡

平成25年2月27日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局財務調査課

繰越（翌債）事務手続簡素化の徹底について

この度、財務省主計局司計課長から各省各庁会計課長に対し、別添のとおり繰越（翌債）事務手続簡素化の徹底に関する通知が発出されました。各地方公共団体におかれては、各省庁（地方出先機関等）と各地方公共団体との間における繰越（翌債）事務手続について、当該通知の内容を十分ご承知おき願います。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨お知らせ願います。

総務省自治財政局財務調査課

久芳

TEL : 03-5253-5647

e-mail : t.kuba@soumu.go.jp

※各省各庁会計課長に対する通知例

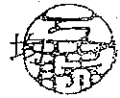
事務連絡第 306 号

平成 25 年 2 月 26 日

総務省大臣官房会計課長 殿

財務省主計局

司計課長 工藤



繰越（翌債）事務手続簡素化の徹底について

今般の補正予算は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）等を実施する予算であり、施策の早期実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう予算の早期執行に万全を期することとされているところです。

もとより、繰越（翌債）事務手続については、平成 22 年 1 月 15 日発出の「繰越（翌債）事務手続について」（事務連絡第 22 号）により、大幅な簡素合理化・迅速化が図られているところです。

しかしながら、各省庁（地方出先機関等）と各地方自治体との間における繰越（翌債）事務手続については、今国会の衆・参予算委員会において、十分な簡素化が行われておらず、地方自治体に過重な負担をかけているとの指摘がありました。

各省庁におかれては、繰越（翌債）事務手続に関する事務を委任している各地方自治体も含め、各地方出先機関等と各地方自治体との間においても、同事務連絡に従い、その徹底に努め、厳に地方自治体の過重な負担とならないよう貴管下職員等に対して、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

麻生財務大臣

- 繰越しに係る事務手続きについては、平成 22 年 1 月より、額、箇所、繰越事由の記号の選択等、最小限の事項だけを記載した申請書類のみとした。
- 申請事務の大きな負担となっていた、繰越対象となる図面、それから工事箇所、契約書等、また、財務省による個別のヒアリング等々は大幅に簡素化した。
- ただ、地方自治体が各省庁の地方出先機関に行う手続きに関しては、まだこの点が徹底されていないのではないかという指摘がある。
- 今回の補正予算の執行にあたっては、間違いなく簡易な書類での統一、図面等は求めない等の事務手続きの簡素化の趣旨を徹底させるべく、各省庁に対して要請するものとしている。

太田国土交通大臣

- 今財務相からお話しされましたように、そのように力を添えて参りたいと思います。

茂木経済産業大臣

- 財務省が要らないと言っている書類を、わざわざ経産省がとることはありませぬ。そして、個別のヒアリングも既に全廃致しております。

新藤総務大臣

- 我が省としてもですね、財務省との調整をし、全省的な調整をさせて頂いた結果、今日のご答弁だにご理解いただければいいと思いますが、しっかり取り組みたいと思います。

田村厚生労働大臣

- 厚生労働省といたしましても、今回この繰越手続きに関して、財務大臣がおっしゃられておりますので、私の方からもしっかりと指示を致してまいります。

安倍総理

- 今の繰越しの手続きについては、地方自治体にご迷惑がかからないように、全力を尽くしていきたい。

